

事業所における自己評価結果(公表)

討議年月日:令和 5 年 1月 30日

公表:令和 5 年 2月 25 日

事業所名 ワンツジョイ

	チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1 利用定員が指導訓練室等スペースとの関係が適切である	○		密を避けるため個別指導など調整とクラス分けをしています	コロナ感染症やインフルエンザ流行時には今後も状況に対応していく
	2 職員の配置数は適切である	○		母子分離の際にも利用者2人に1人の保育士職員配置	現在スタッフを補充して更に充実した支援の実
	3 生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	○		子供達にはバリアフリーを使用するだけでなく階段や坂道などを意識して保育士と支援の一環として使用しております	個々の成長や動きに合わせてクラス分けをして階段や坂道なども支援として必要不可欠
	4 生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	○		日頃から清掃と環境整備に努めている	
業務改善	5 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	○		日々気づきノートなどで共有	その場にはいない職員にもカンファレンスあり
	6 保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○		現状の評価を参考により良くします	
	7 事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○		全ての利用者とLINEやFBで公開	現在はSNSはHP等で利用者以外にも公表
	8 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている		○	第三者評価は予算などの都合でない	みなさんからもご意見を頂き支援に繋げていきます
	9 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○		毎月1回打合せを兼ねて研修指	必要に応じて必要な支援を迅速に行えるように
適切な支援の提供	10 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	○		子供の成長と個々の生活環境など総合的にカウンセリング定期的に行います。	個々の成長に合わせて個々に合ったプログラムを作成しています
	11 子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	○		独自プログラムで評価	ワンツジョイグループ・オリジナルプログラム
	12 児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている		○	特に支援を分けて明示してない	当所は個々の成長や発達を把握し、家族構成や保育園・幼稚園と連携をとり、個々に合ったオリジナルプログラムを作成して支援しています
	13 児童発達支援計画に沿った支援が行われている	○		独自プログラムで毎月作成	ダウン症児には細かな支援計画が必要です
	14 活動プログラムの立案をチームで行っている	○		プログラムは全ての職員が熟知	毎月プログラムミーティングあります
	15 活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○		独自プログラムは150以上かな	毎月個々の成長にあったプログラム作成
	16 子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	○		個別・集団と意識して時間調整	個々の成長や動きに合わせて工夫していく
	17 支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	○		早期ミーティングで内容など確認	その日のリーダーを中心に活動内容配慮する
	18 支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気づいた点等を共有している	○		全体日記などで職員と全情報を	その日気づいた事を個々の気づきノートに記入
	19 日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	○		記録ノートは必ず確認	保護者からのノートを日々確認して返信してま
20 定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	○		毎月個別指導計画を作成	毎月個別指導計画を保護者にお渡しして確認	

関係機関や保護者との連携	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	○		毎月会議では全て記録を確認	特別必要な支援があれば情報を提供・相談
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	○		保護者や子供について連絡	当代表講師は24時間利用者からLINE受付
	23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている				非該当
	24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている				非該当
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○		保育園・幼稚園からの利用者	現在は保育園・幼稚園などに支援内容を説明したり共有して送迎などしております
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている				対象利用者なし
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	○			関係機関で行われる研修会には参加します
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある		○	保育園・幼稚園等の活動は少ない	一般開催のイベントなどには定期的に参加しています。
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している		○		機会があれば積極的に参加
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	○		保護者との交換ノート毎回	母子分離でも保育士が必ず伝えてます
保護者への説明責任等	31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	○		月1で個別指導計画にて説明	
	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○		契約時やお尋ねがある場合などに丁寧に解説・説明	今後も詳細を伝えていきます
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	○		保護者との会話や面談	常日頃気をつけて行っています
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○		毎回の交換ノートで保護者と	必要に応じて関係機関と連携をとる
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	○		保護者が話し合いの場を提供	しばらくは個別や少人数での開催
	36	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	○		積極的に保護者に声を掛け	個別の相談にも可能な限り応じていく
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	○			
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	○		写真記載は同意を頂く	個人情報への配慮から専用SNSにて配信
	39	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○			毎月1回ダウン症児と家族の会を開催
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	○			イベントなどは協力していく

非常時等の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	○		簡単な災害対応を各自お知らせ	
	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	○		毎月避難訓練を利用者と実施	定期的に順次、保護者や子供を交えて実施
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	○			
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	○			食事提供は行っていません
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	○			
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	○		保護者との連絡を密にする	保護者の気持ちを理解し子供達と接する
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	○		特に当事業所では必要なし	

○この「事業所における自己評価結果(公表)」は、事業所全体で行った自己評価です。